

調剤管理料・服薬管理指導料について

■調剤管理料

処方せん受付1回につき薬剤服用歴の記録・管理として

①	内服薬あり (3錠まで)	1～7日	4点
		8～14日	28点
		15～28日	50点
		29日分以上	60点
②	①以外		4点

■服薬管理指導料

前回のご来局から3か月以内 かつお薬手帳をご提示の場合	45点
前回のご来局から3か月以上 またはお薬手帳をご提示でない場合	59点
介護老人福祉施設等に入所されている 患者さまの場合 (ショートステイ等の場合も含む/月4回まで)	45点

前回ご来局からの間隔及びお薬手帳のご提示の有無により服薬管理指導料が変わりますので予めご了承ください

選定療養について

2024年10月1日より選定療養が始まります

約1,000品目の対象医薬品で後発医薬品を使用しないと自己負担が増えます※

■患者さまが先発医薬品（長期収載品）を使いたいと希望した場合※

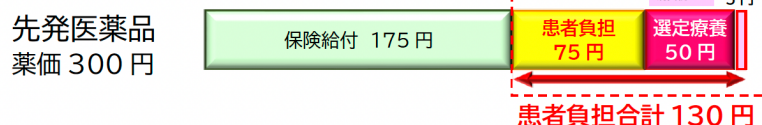
3割負担の患者さまで1日300円分の先発医薬品を使用した場合の一例

【今まで】



1日あたり40円の
患者さま負担増

【2024年10月1日から】



※対象医薬品でも保険給付となる場合があります。

①医師が医療上の必要性を認める銘柄名処方（後発医薬品への変更可）の場合

②薬局に後発医薬品の在庫が無い等、患者さまに後発医薬品を提案することが困難な場合

